

保護者様

吹田市立西山田中学校

学割証交付について

「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）取扱要領」には、

1. 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）は、割当数枚の範囲内で、学生生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものでなく、就学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則としてつぎの目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限ること。

- (1) 休暇・所用による帰省（ただし、高校・大学生の場合で、中学生は該当しない。）
- (2) 実験・実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が就学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他就学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

（以下略 原文縦書き）

以上のように発行については、その使用目的についての制限があり「生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく」とあるよに、学割証は、どんな旅行でも発行されるものではないということです。

夏休み・冬休み・春休みにおける、生徒の旅行目的は観光及び保護者の郷里に帰る場合が多いのが実情です。

従って、(7)の、保護者の旅行への随行を適用することにしますと、保護者同伴であることが必要条件となり、生徒だけの旅行には交付できないこととなります。

切り取り線

学割証発行申請書

申請年月日	平成 年 月 日		
学年組出席番号	第 学年	組	番
生徒氏名	年齢		歳
旅行年月日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日		
旅行先			
旅行目的	* 帰省 * サークル活動等 * 見学 * 就職・受験等 * 傷病治療 * 保護者旅行随行 * その他 ()		
必要枚数	枚		
保護者氏名印	Ⓜ		

※注意

太枠内をボールペンで記入、発行は申請の翌日になります。

J R線での距離が片道 100km 以上の場合が学割証の対象になります。

発行年月日	平成 年 月 日	発行番号	
担任氏名印	Ⓜ		